

役員報酬及び費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人関西経済連合会（以下「本会」という。）定款第19条第1項及び第2項に基づき、役員報酬等及び費用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 役員のうち本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員 常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の実費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤役員（出向者を除く。以下同じ。）の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 非常勤役員には、報酬等を支給しない。
- 3 常勤役員の報酬は、月例報酬及び役員賞与とする。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、退職慰労金を支給することができる。退職慰労金の支給は、別に定める常勤役員退職慰労金支給規程による。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は、その総額を総会で決議し、各々の月例報酬及び役員賞与の支給額は、役位、勤続年数、業績、健康状態等を考慮して、会長が決定する。

(報酬の支給日)

第5条 報酬の支給日は、職員給与及び賞与の支給日とする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。

- 2 報酬の支給に当たり、次に掲げるものを控除する。

- (1) 所得税及び住民税
- (2) 健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料
- (3) その他必要なもの

(減額等)

第7条 常勤役員が長期欠勤する場合は、その事由により報酬を減額することができる。

2 本会の財務状況に応じ、報酬を減額し、又は支給しないことがある。

(通勤費)

第8条 常勤役員に、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

2 常勤役員以外の役員には、通勤費を支給しない。

(費用)

第9条 役員がその職務の執行にあたって負担した費用（通勤費を除く。）については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第10条 この規程を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、2011年5月23日から施行する。

附則（2012年5月28日変更）

第1条および第4条の変更規定は、2012年5月28日から施行する。

<事務局注>

- ・第4条 「常勤役員の報酬は、その総額を総会で決議し（後略）」は、定款第19条第1項「（前略）総会において定める総額の範囲内で（後略）」を意味しており、定款第19条をさらに狭める意味ではない。
- ・2012年5月28日の定時総会の第2号議案「役員報酬の件」（別紙）で、「役員の年間の報酬総額は6,000万円の範囲内とする」と決議している。報酬総額が6,000万を上回る場合は、改めて定時総会で決議する必要がある。

第50回定時総会（12.05.28）

第2号議案

役員報酬の件

役員の間年の報酬総額は、6,000万円の範囲内とする。

以上